

法人化以降の国立大学の 変質がよくわかる

大学は土台からぐらつく不安定な組織になってしまった

高橋寛人

は現在、日本一大学の学部をもつてゐる。大學院が、これまでにならないほど大規模な廃止・統合・再編成が進められてゐることを説明するにあつては、幾つかの立場がある。一つは、多くの学部・学科・課程が廃止・転換・新設・再編されようとしているかがわかる。しかもその改革の大半は、大学教員や学生、卒業生の要望によつて実現されたものである。

教育基本法（昭和）そして教員の資格認定法、教育公務員特例法等によって、明治時代にない官僚化が進む。戦前の帝国大学の教員が国家主義との対抗の中で獲得した大学院の慣行が法制化され、私立大学にも拡大していく。六〇年代の大学紛争への対策、八〇年代以降の財政支出

前」、前述の文科大臣の通じて
や「ミッションの再定義」な
で改革の方針を示してそれ
従わせておる。大学の運営に
寄かしている。また、国立
学法人の附帯決議には、
府から国立大学に交付する公
費交付金を確保すること
掲げられたが、実際に何

二つ国立大学
新設改組
教育委員会

光本滋先生の『危機に立つ国立大学』の書評が『図書新報』一〇一六年二月一三日号に載りました！

新聞

200

200

立つ本滋著一危機
刊、A5判一〇〇六頁・12・25

高い学費のため日本経済の
衰退に伴つて、奨学金の貰う
者を増ける学生の比率は近年急
激に上昇。いま国公私立を
問はず、学生の二人に一人が奨
学金を借りてゐる。返還しな
いのはならないから、奨学金
はほんと三〇ノヽヽヽヽヽ。

の検討を行
き……所
ものとす
法三一条
に繰の返
して大学
高われるよ
うつく不安
しまった

なった。まさに「一〇四年」の年次で、学校全般を改めて改めたのである。教科会は「重要事項を審議する機関であつたのが、学年ごとに「意見を述べる」だけになってしまった。

国立大学は完全変質してしまったのである。本書は、矢張り人文化によって国立大学がどうのよくなつたのか、どこにかわつたのか、とくに、国立大学内部組織の変革と、本部と国立大学との関係の変化、本部の変化を簡潔に説明していく。

では、第二章「國家統制の生

「人文化」以
て「人文化」
の技術基本計画」
九年の「科学技術の技術基本計画」
に「人文化」が
人計画、「一九九一年の大
設置基準の緩和」、「〇〇二一
からの二世紀COE」がロ
ラムなどが統合され、戦後改
つてから大正大学治の法
度は維持された。
そして「第四章は、国立大
学化の根本問題」を指摘す
る。国立大学法人法案の審
議の際に政府は、中期目標の
定等にあたって、各大学が
成する景況を考慮するうえに

これが第一力である。
第五章 国立大学の改革の
課題と基本方針 では、国立
大学法が独立行政法人通
則法の枠組みつづられてい
る点にあることを、法人化の
根本問題として指摘していく
。同法を廢止すべきだが、
廃止できないなら、国立大学
に対する政府の権限を縮小す
る方向での改正が不可欠であ
る点述べる。研究・教育の論
理に基づいて大学の組織や經
済を示すが、そのうえで、大
学がなぜそれをやむに
反映されるまでにしなけれ
ばならない。

光本滋著「危機は立つ国立大学」12・25刊、A5判一〇〇円・ク。本文体一二二〇〇円・ク。ロスロミヤ出版社。昨年1月の国大文学文庫で止のニユースは世間を驚かせた。文科大臣が特に教員養成系等大英発人文学科に学

と、年間五万円の授業料が、一六年後には三万円になると、いうところもない話である。弘大に比べて國立大学が安くなるべきだ。日本は高等教育に公費を使っていないのである。日本では少子化で大学希望者全員待ばず入るが、

育め
希の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行ひ、その結果に基づき……所

通者会議が連長を選ぶことはなつた。さらに「一〇一四年の学校教育法改正で、それまで教受会は「重要事項を審議

基づくものでない。
第二章「国家統制の進行」
では、一〇〇四年の法人化以後、新しややり方で国家統制

される一方である。
第五章「国立大学の改革の課題と基本方向」では、国立大学法人が独立行政法人となるべきである。このガバナンスに教員の意見が反映されないようにしなければならない。

クロスカルチャー出版
<http://www.crosscultural.com>

クロス 文化学園書院 	エコ・ラボ(経) CPCUフレ
選題 	危機に立つ国立大学
新刊 	危機に立つ教育委員会
メディア 	民衆をなくす、移民がつくなく
3,700円+税 	各1,200円+税
東京駅八代橋口地下鉄東京メトロ丸ノ内線 	
2-6-201 	